

# あなたたちのまちの相談相手 民生・児童委員・児童委員

相談・訪問などさまざまな  
場面で活動

民生・児童委員は地域でさまざま活動を行っています。

○高齢の方や障害のある方の安否確認や見守り

○妊娠や子育て、経済的困窮に関する相談

○敬老祝金のお届け

○小中学校への訪問と行事への参加、子どもたちへの声かけ

○児童館や保健所の催しに参加し、育児の相談やお手伝い

○福祉をテーマにした自主的な

研修活動

○こどもまつりや区民まつりに参加し、子どもたちとの交流や募金活動のお手伝い

来年は民生委員制度  
100周年

大正6年(1917年)に前身の済世顧問制度が発足してから、平成29年(2017年)で100周年を迎えます。100周年に合わせ、民生委員の存在や活動をPRするため都内の民生・児童委員が集まり、新宿通りで「1万人パレード」を開催します。区

## 生活保護制度

### 生活に困ったときは相談を

生活保護は、憲法第25条の定めに基づき、現に暮らしに困っている国民の誰もが受けられます。「病気やけがなどで収入がない」「働いても収入が少なく」「生活費や住宅費、医療費等に困っている方」にその不足分を補うとともに、自立した生活ができるよう支援します。

生活保護は、国の決めた保護基準(最低生活費)とその世帯の収入を比較して、収入が保護基準を下回る場合に、その不足する分が支給されます。ただし、生活保護に優先して、次のような世帯の状況に応じた努力を行っていたりすることになります。

○預金や土地などの資産は活用

内では、こどもまつりに参加し、とびガエルの工作や豆つかみのゲームで皆さんと交流します。



▲100周年シンボルマーク

ひとり暮らし等の高齢者世帯を民生委員が訪問

区では、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう支援するため、地域の民生委員が6月から訪問調査を行います。詳細は、区報5月21日号でお知らせします。

民生・児童委員はバッジと身分証明書を持参

民生・児童委員は、全国統一のバッジを身に付けています。訪問時には、顔写真が付いた「民生・児童委員証明書」も携帯しています。

新任委員の紹介

下表の方が新たに委嘱されました。  
「経済センサス活動調査」に5月中旬から全事業所へ調査員が訪問

6月1日現在で、「平成28年経済センサス活動調査」が全国一斉に実施されます。

この調査は、全産業分野における事業所の経済活動の状況とともに、各種統計調査のもととなる情報を整備することを目的に、すべての事業所を対象に行われます。

調査の結果は、国や地方公共団体において産業振興や商店街

した。  
福祉課福祉管理係  
☎(3647)4318  
FAX(3647)9186

地区名	氏名	担当区域
扇橋地区	阪田 浩子	千田16~23番
	松崎 謙	千石3丁目
東陽地区	山口 昌美	東陽4丁目1~6番
豊洲地区	大木 明子	豊洲4丁目11番
北砂地区	根本 順子	北砂4丁目35~41番
	長谷川美絵	東砂2丁目13番(都住15~21号棟)

## 国民年金の届出を忘れずに 会社を退職・配偶者扶養から外れたときなど

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。

次に該当する方は、区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)、各出張所へ加入の届出

活性化など、さまざまな施策をつくる際の基礎資料として幅広く活用されます。調査内容は統計作成のみに利用され、その他の目的には一切利用されません。5月中旬から、調査員が調査票の記入のお願いに各事業所をお訪ねします。ご協力をお願いします。

「地域振興課統計調査係」  
☎(3647)4965  
FAX(3647)8441

## 平成28年度 江東区優良従業員表彰 従業員のご推薦を

区では、区内中小企業に永年勤務している方で、勤務成績が優れ、他の模範となる従業員の方を表彰しています。該当する従業員がいる事業主の方は、ご推薦ください。

「表彰の種類および対象」  
○10年表彰  
勤務年数が10年以上20年未満

○20年表彰  
勤務年数が20年以上30年未満

○30年表彰  
勤務年数が30年以上40年未満

○40年表彰  
勤務年数が40年以上

務先等への届出が必要です。届出を忘れると、将来年金を受給することができない場合がありますのでご注意ください。

「厚生年金・国民年金第3号被保険者等の問合せ先」  
江東年金事務所(亀戸5-16-9)  
☎(3683)1231  
FAX(3681)6549

「被表彰者の決定」  
審査委員会で被表彰者を決定します。

「表彰式」  
時 9月2日(金)午後2時(予定)  
場 江東区文化センターホール(東陽4-11-3)

「推薦方法」  
事業主と所属する商工団体の長との連名により推薦してください。ただし、商工団体に所属していない事業所は、事業主の推薦で推薦書を提出してください。推薦書は経済課(区役所4階29番)にあります(区ホームページからもダウンロードできます)。

締 6月30日(木)必着

※勤務年数は平成28年4月1日現在の満年数

「推薦方法」  
事業主と所属する商工団体の長との連名により推薦してください。ただし、商工団体に所属していない事業所は、事業主の推薦で推薦書を提出してください。推薦書は経済課(区役所4階29番)にあります(区ホームページからもダウンロードできます)。

## 「中小企業支援施策ガイド」 各種補助事業、商工相談、 セミナー情報などがこの二冊に 無料配布中

区では中小企業や商店街への支援策をまとめたガイドブック「中小企業支援施策ガイド」を、無料配布しています。各種補助事業、商工相談、セミナーなどの事業をまとめて紹介した小冊子です。事業者の皆さんのお手元に一冊置いて、積極的にご利用ください。

区ホームページからもご覧になれます。  
「配布場所」経済課(区役

